

ては、就業規則等に明示するとともに、現場責任者等へ(1)から(6)までの事項の趣旨の徹底を図り、関係専門工事業者との協力体制の強化等、現場における推進体制を整備すること。

3. 専門工事業者において講ずべき条件整備

1の実施に伴い、専門工事業者は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 自ら使用する労働者について、週40時間労働時間制の下においても、従前の収入水準の確保に努めるとともに、その業務実態を勘案し、賃金形態の改善等による収入・雇用の安定に努めること。
- (2) 工事の受注に当たっては、着工準備期間、検査・試運転期間、悪天候による不稼働日等に十分配慮しつつ、週所定労働時間40時間を前提とした施工可能な工期を確保するとともに、見積りを適正に行い、受注すること。
- (3) 工事の受注に当たっては、時短協議会の協議調整の場に参加し、自ら分担する工事の工期、工程、施工方法、作業手順、人員、資機材の配置、休日と労働時間の設定等について積極的に提案を行い、十分な協議調整を図ること。
- (4) 時短協議会を通じた施工方法、施工上の工夫、段取り等の提案の活用等を通じて、作業効率、作業密度の向上を図るとともに、工事の機械化、工場生産化等を推進することにより、生産性を高め、工事の施工期間の延伸とコストの増高を出来る限り抑えること。
- (5) 複数の業種の専門工事業者が生産活動に参加する場合においては、相互の休日や労働時間の状況、工程の進行状況等を十分理解し、専門工事業者相互間の円滑な調整等を通じて業種ごとの工程、作業方法、作業手順等を決定し、全体として効率的な工程の進行を図ること。このため、業種相互の意思疎通、協議調整の場である職長会等の活用を図ること。
- (6) 工事の施工に当たっては、自らの工程についての的確な管理を行い、工期を遵守すること。また、悪天候による不稼働日の予期せざる増加等により、やむを得ず工期の遵守が困難となった場合には、関係総合工事業者に対し、工期等について適切な契約変更を求めること。
- (7) 1の1週間の労働時間と休日（変形労働時間制を導入している場合はその内容）については、就業規則等に明示するとともに、現場責任者等へ本行動計画の事項の趣旨の徹底を図り、関係総合工事業者との協力体制の強化等、現場における推進体制を整備すること。

4. 建設業において時間短縮に取り組む上での実施体制

関係する建設業団体は、1から3までの事項を踏まえ、次の措置を講ずるものとする。